

ブルーライン脱線事故における今後の改善の取り組みについて
(保安監査での改善指示事項に対する措置状況報告)

令和元年6月19日、20日に保安監査を受検し、7月9日付け関東運輸局より改善指示のあった事項について措置状況を12月20日付け関東運輸局長宛て報告しました。

【改善指示事項】

1. 横取り装置の定位確認における失念防止のための措置を講ずること。

【措置状況】

横取り装置に係る要領等を整備するとともに、定位・反位の識別がしやすいように横取り材に塗装を施したほか、鎖錠装置ピンを改修し、横取り材を定位に戻さなければ警報（回転灯及び警報ブザー）が停止しない対策を講じました。（既実施済み）

また、さらなる安全への取組みとして、横取り材自体で定位・反位を検知できるようセンサースイッチの構造を変更したうえで、定位でなければ当該軌道回路を短絡し列車を自動的に停止させるよう信号装置を改良します。（令和元年度着手、令和2年度完了予定）

【改善指示事項】

2. 線路閉鎖の取扱いを含め他の作業においても同様の事象が発生するおそれがないかを確認すること。また、鉄道輸送の安全を確保するために必要な作業及び手続きを整理し、これらに必要な規程の整備又は見直しを行うこと。

【措置状況】

線路内作業を行う際の拠り所となる線路閉鎖取扱規程において、規程と実態が異なっている点を確認し見直しました。具体的には、線路閉鎖の通告において、司令所と線路閉鎖工事を行う者の間で、確実に相互連絡を取ることに加え、線路閉鎖工事の種類や線路閉鎖工事責任者の要件、権限、責任、任務の明確化、線路閉鎖の承認者の見直しなど規程改訂を行いました。（令和元年12月20日改訂）

また、その他の規程類についても、一元的な管理の不足、不十分な記載、形骸化により規程と実態が乖離した事象がありました。規程類の見直しにあたっては、運行障害等の有効な再発防止策や今回の事故・保安監査で指導・助言いただいた内容を反映し、規程改訂プロジェクトを立ち上げ集中的に議論し、16の規程類を改訂しました。（令和元年12月20日改訂）

規程改訂に伴い、職員への周知、教育を継続的に実施し輸送の安全に努めてまいります。

【改善指示事項】

3. 規程に基づき業務が遂行されていることを管理するための仕組みを構築すること。

【措置状況】

職員の安全意識の向上のため、教育訓練の拡充や、毎月6日を「安全の日」として事故を風化させない取り組みを行っています。また、局内の安全管理委員会に他事業者の事故防止の取り組みを取り入れるための検証を行う「他事業者事例検証部会」を創設したほか、これまで行っていた現場の業務確認を見直し、安全統括管理者を監査責任者とし、被監査組織から独立した部署が事務局を担当する内部保安監査体制を構築しました。